川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会の傍聴に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴について、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」(平成19年3月15日市長決裁)に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定員は、原則6人とする。

(傍聴の手続等)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付に川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・ 基本計画審議会傍聴申請書(様式第1号)を提出し、傍聴券(様式第2号)の交付を受け なければならない。
- 2 傍聴の受付の開始時間は、会議の開会 30 分前からとし、傍聴の受付場所は、受付設置の 場所とする。
- 3 会議の開会 10 分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、傍聴の 受付を締め切り、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。
- 4 会議の開会10分前において、会議を傍聴しようとする者が定員を超えない場合は、定員に達するまで受付順に傍聴券を交付するものとする。

(傍聴券の提示)

第4条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第5条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を受付に返還しなければならない。

(議席への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議席に入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 会長が会議の妨害となると認める器物を携帯している者
 - (2) 会長が酒気を帯びていると認める者

(3) 前各号のほか、会長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」(平成19年3月15日市長決裁)に定めがあるもののほか、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 帽子の類を着用しないこと。
 - (2)会議中いたずらに傍聴席を離れないこと。

(違反等に対する措置)

第9条 会長が傍聴禁止を宣言し、又は退室を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

附則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

様式第1号

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会傍聴申請書

年 月 日

(あて先)川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会会長

氏 名

私は、 年 月 日開催の川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本 計画審議会を傍聴したいので申請いたします。 傍 聴 券

年 月 日限り

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会会長